令和８年度
『神奈川県食品の適正表示推進講習会資料』

米トレーサビリティ法について

－米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律－



神奈川県
環境農政局農業振興課

＜解説＞

➢ 米トレーサビリティ法の正式名称は、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」といいます。

➢ 米トレーサビリティ法には、米穀等の産地を消費者へ伝達しなければならない旨の規定があることから、食品の表示についても関係がありますので、食品表示法の他にも守らなければならない法律として、今回食品の適正表示推進講習会の講習科目の1つとなっています。

➢ なお、このスライドに掲載した資料は、飲食店等でお米の産地表示のために、農林水産省が作成した卓上POPです。農林水産省のホームページからダウンロードして利用することができます。

米トレーサビリティ法とは【法の目的】

米トレーサビリティ法

－米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律－

第１条

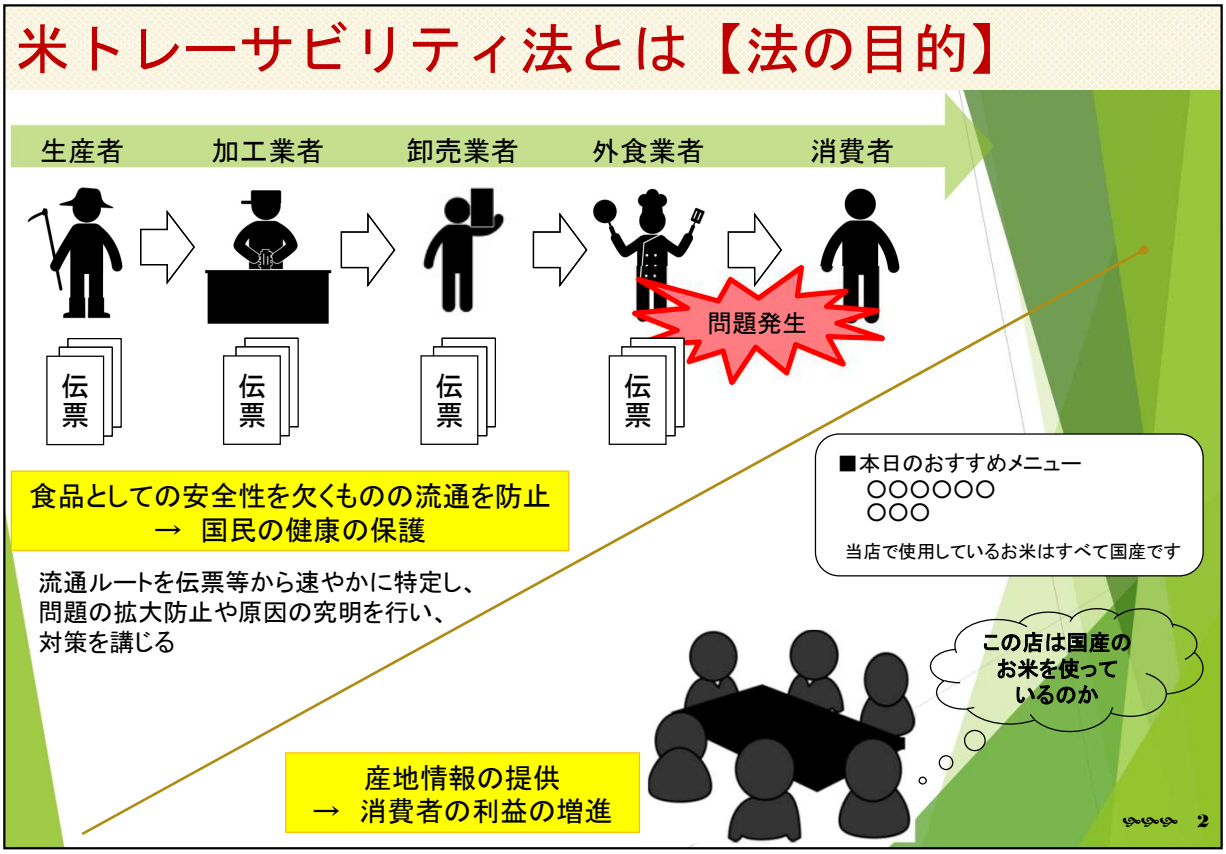
米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、**食品としての安全性を欠くものの流通を防止し**、**表示の適正化を図り**、及び**適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とする**とともに、**米穀等の産地情報の提供を促進し**、もって**国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る**ことを目的とする。

＜解説＞

➢ 米トレーサビリティ法の目的は、
- 食品としての安全性を欠くものの流通を防止する
- 表示の適正化を図る
- 適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とする
- 米穀等の産地情報の提供を促進する

これらをもって、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発達を図ることです。

➢ ここでいう米穀等とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品で、いわゆる米及び米加工品のことです。



＜解説＞

- 法律として義務付け、食品の安全性について事業者の意識を高めることで、安全性を欠くものの流通の防止が図られ、国民の健康の保護につながります。

- 仮に問題が発生した場合でも、伝票等から速やかに問題を特定して、問題の拡大防止や原因の究明を行い、対策が講じられるような制度となっています。

- また、消費者に産地情報が伝わることで、消費者側からも商品を選択しやすい環境が作られ、消費者の利益の増進につながります。

米トレーサビリティ法とは【法の概要】

対象事業者 ⇒ **米穀事業者**

○ 生産者を含め、対象品目となる米、米加工品の販売、輸入加工、製造又は提供の事業を行う全ての事業者

対象品目

○ 米穀（もみ、玄米、精米、砕米）
○ 米粉や米こうじ等の中間原材料
○ 米飯類
○ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん



米穀事業者の義務

① 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること（平成22年10月1日施行）
※ 一般消費者への販売・提供の記録は不要
② 原料米の産地情報を取引先や消費者に伝達すること（平成23年7月1日施行）
※ 商品やメニューへの表示を含む

3

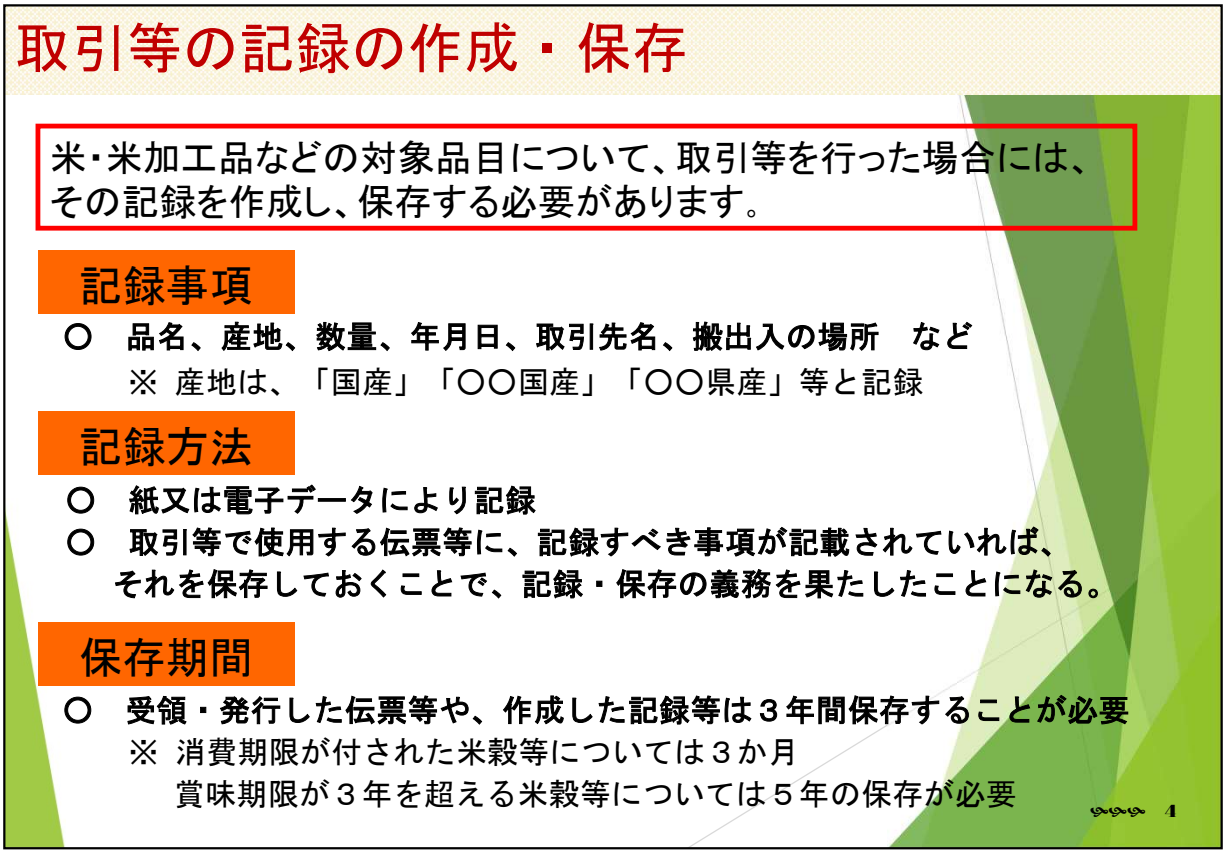
＜解説＞

➢ 対象となる事業者は、米及び米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う全ての事業者とされています。
具体的には、生産者、卸売業者、製造業者、加工業者、小売業者、飲食店、旅館及びホテル等になります。
なお、法律では、これらの業者をまとめて米穀事業者としています。

➢ 対象となる品目は、玄米、精米等の米穀、米粉や米こうじ等の中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう及びみりんです。

➢ 米穀事業者の義務は2つあります。
1つ目は、米穀等の取引、事業者間の移動及び廃棄を行った場合に、その記録を作成・保存することです。
2つ目は、取引先や消費者に販売する際に、産地情報を伝達することです。

➢ これによって、消費者は、飲食店等で提供される米飯類、米菓及び清酒等の原料米の産地が分かるようになりました。



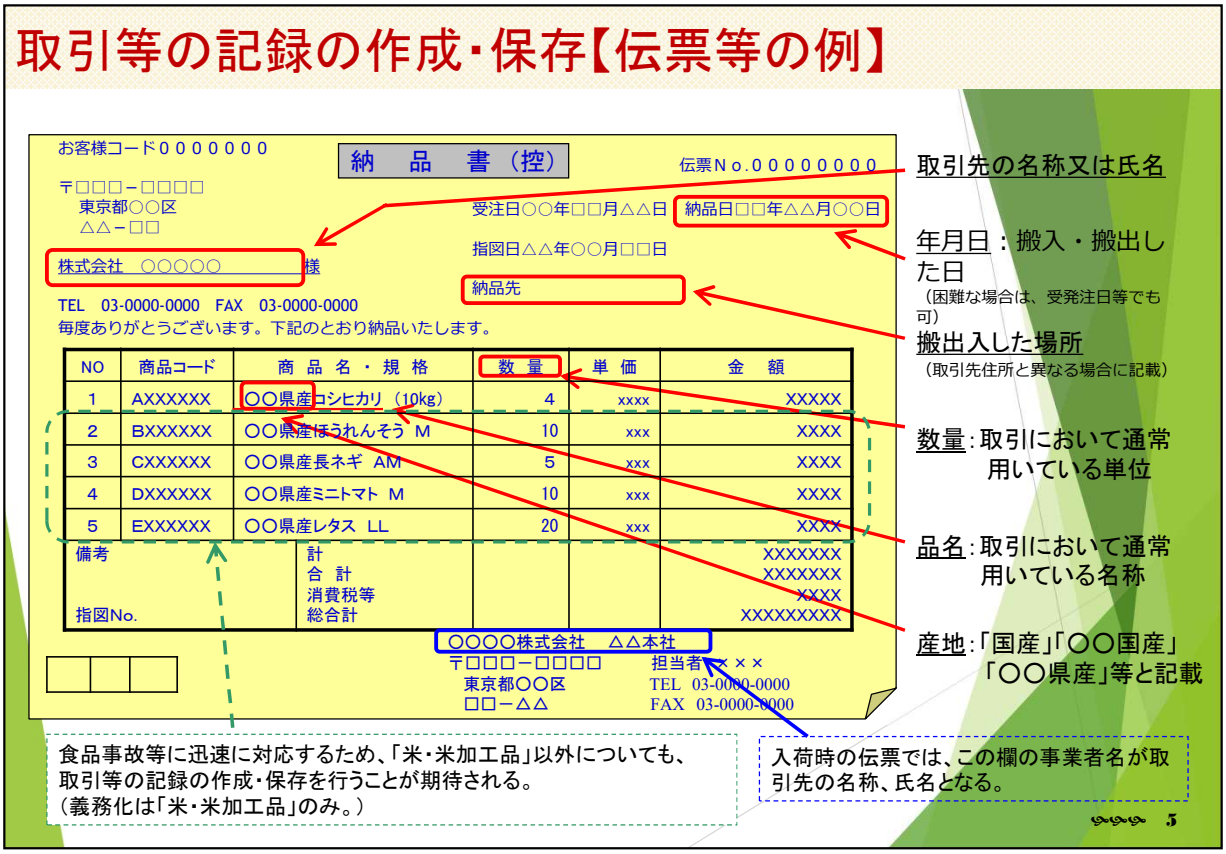
＜解説＞

➢ 記録を作成する必要がある事項は、品名、産地及び数量等です。
また、取引の対象となる米穀が、加工用米等の用途限定米穀の場合は、用途を記載する必要があります。

➢ 産地の記録は、原則として国単位で行うことになっています。
国産米については、県や市の名称その他一般的に知られた地名も認められています。一方で、外国産米については、国名しか認められていません。
なお、記録の作成が必要なのは、米穀事業者間で取引等を行った場合に限られ、消費者へ販売する際は不要です。

➢ 記録の方法は、紙又は電子データの媒体による必要があります。
例えば、実際の取引等で使用する伝票等に記録事項が記載されていれば、それを保存しておくことで義務を果たしたことになります。
なお、記録を保管する事業所に関しては、速やかに記録を確認できるようになっていれば、本部や本社でまとめて作成し、保存することも可能です。

➤ 保存期間は、原則として取引等を行った日から3年間ですが、消費期限が付されたものについては3か月、賞味期限が3年を超えるものについては5年の保存が必要となります。



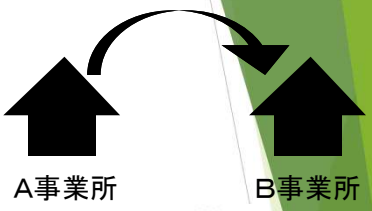
＜解説＞

- こちらのスライドは記録事項が記載されている伝票の例です。
- 例えば、納品書の控えに記録事項が全て記載されていれば、その納品書を保存しておくことで、記録の作成・保存がされていることになります。
- また、飲食店等がスーパー等で袋詰め精米を購入した場合などは、レシートに産地が記載されないことがありますが、その場合は、レシートに手書きで産地を記載して保存したり、仕入れの帳簿などに産地を記録したりしておく必要があります。

取引等の記録の作成・保存【事業所間の移動、廃棄】

事業所間の移動、廃棄の記録

・ 事業所間で搬入・搬出を行い、
米穀等を移動させた場合



・ 米穀等を廃棄し、又は亡失した場合



以下の記録の作成が必要となる。

【搬入・搬出、廃棄の記録に必要な項目】
① 名称（取引において通常用いている名称）
② 数量（取引において通常用いている単位）
③ 年月日（搬入、搬出、廃棄又は亡失をした日）
④ 搬入、搬出、廃棄又は亡失をした場所
⑤ 用途限定されている米穀については、その用途
⑥ 相手方の氏名又は名称
（他の事業者との間で搬出入した場合及び廃棄のために米穀等を引き取ってもらった場合）

6

＜解説＞

➢ 売買などの取引以外でも記録の作成・保存が必要な場合があります。

➢ 例えば、事業所間で米穀等の移動を行った場合は、搬入・搬出の記録の作成・保存が必要になります。この場合、移動先が自社の事業所であるか他社の事業所であるかは問いません。

➢ また、米穀等を廃棄した場合も、その記録の作成・保存が必要です。その際に記録すべき事項は、名称、数量、年月日及び搬入・搬出や廃棄をした場所などです。

取引等に伴う産地情報の伝達

伝達事項

1　**産地が国内の場合は、「国内産」や「国産」と記載**
ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名（郡名、島名等）でも可
（例:国内産、国産、新潟県産、魚沼産）

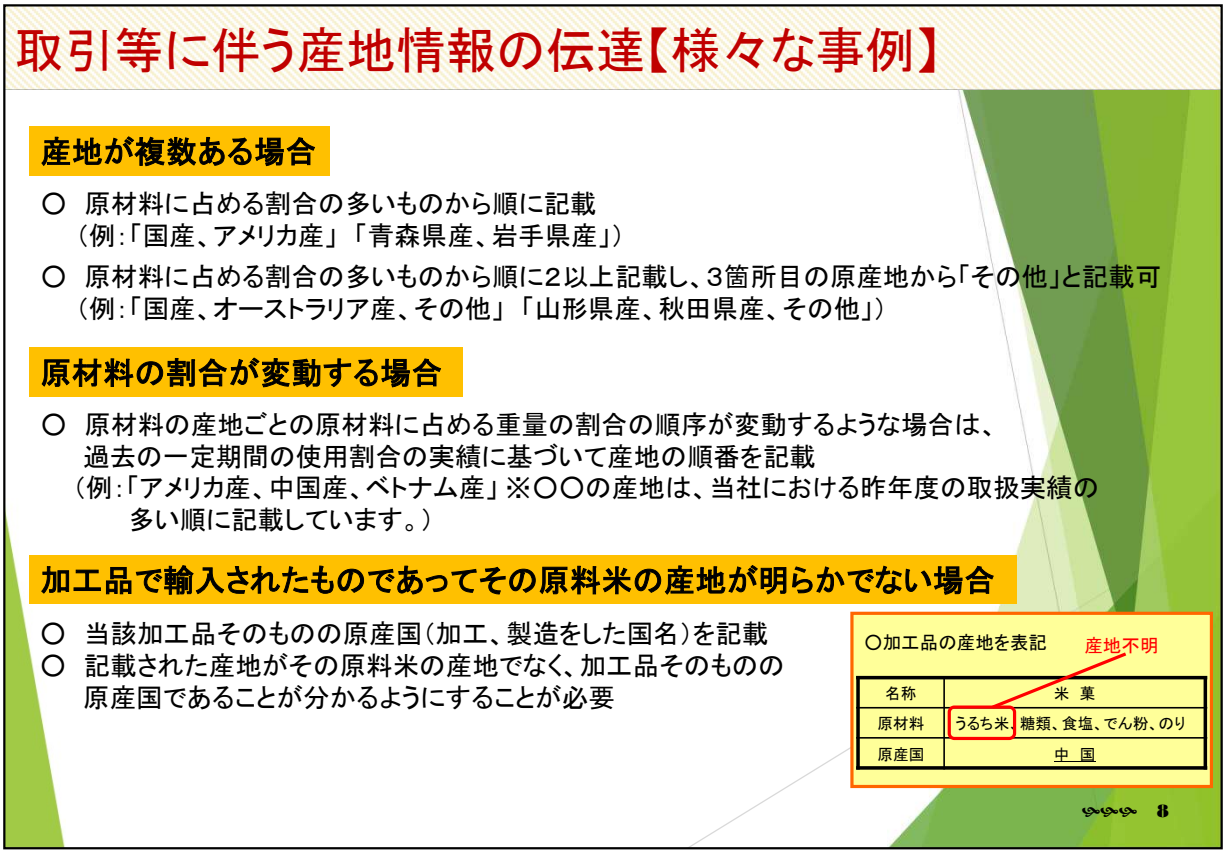
2　**産地が外国の場合は、その国名で記載**
（例:アメリカ産、中国産）

※ 米穀事業者間では、伝票等又は商品の容器・包装への記載により伝達することが必要

7

＜解説＞

- 産地が国内の場合は、「国内産」又は「国産」と記載します。また、都道府県名、市町村名及び一般的に知られた地名での記載も可能です。
- 一方、産地が外国の場合は、その国名を記載する必要があります。
- なお、米穀事業者間での産地情報の伝達は、伝票等又は商品の容器・包装への記載により行うことが必要です。



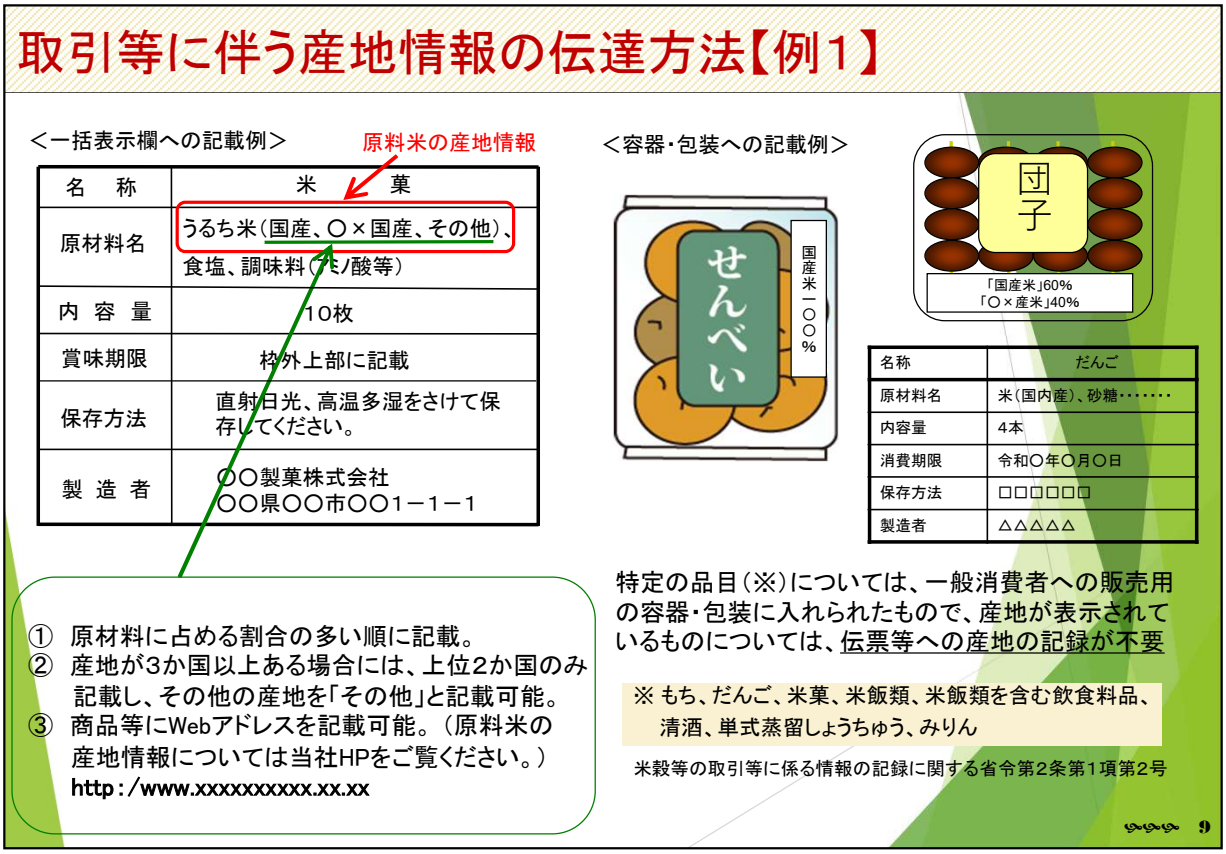
＜解説＞

➢ 産地情報の伝達事項について、事例をいくつかご紹介します。

➢ 産地が複数ある場合は、原材料に占める割合の多いものから順に記載し、3箇所以上ある場合は、3箇所目から「その他」と記載ができます。

➢ 原材料の割合が変動する場合は、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載し、そのことが分かるように表示する必要があります。

➢ 加工品で輸入されたものであって原料米の産地が明らかでない場合は、加工品そのものの原産国を記載します。この場合は、加工品そのものの原産国であることが分かるように表示することが必要です。



＜解説＞

➤ 産地情報の伝達方法について、例をいくつかご紹介します。

➤ まず、商品に直接記載する場合の伝達方法の例です。

➤ これには、一括表示欄に記載する方法及び一括表示欄外の容器・包装に記載する方法があります。

➤ なお、もち、だんご、米飯類、米飯類を含む飲食料品、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう及びみりんについては、一般消費者への販売用の容器・包装に入れられたもので、そこに産地が記載されている場合には、伝票等への取引の記録は必要ですが、産地の記録は不要です。

取引等に伴う産地情報の伝達方法【例2】

＜個別メニューごとの表記例＞

※ 飲食店等で料理として提供する場合は、米飯類のみ産地情報伝達の対象

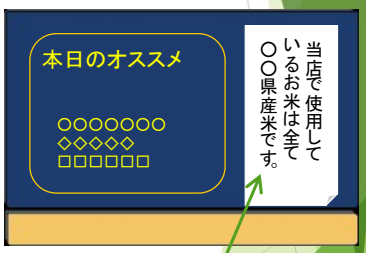
MENU

オムライス（アメリカ産米）・６８０円
カレーライス（国産米）・６８０円
カツカレー（国産米）・８８０円
ハヤシライス（国産米）・６８０円
海老グラタン・８８０円
海老ドリア（アメリカ産米）・８５０円
チキンドリア（アメリカ産米）８８０円
■定食メニュー（国産米使用）
チキンカツ定食・８００円
トンカツ定食・９００円
ヒレカツ定食・９８０円
海老フライ定食・９００円

■デザート
アイスクリーム
（バニラ&チョコレート）・２５０円
チョコレートパフェ・３００円
抹茶パフェ・８００円
■ドリンク
コーヒー（HOT／アイス）・３００円
紅茶（HOT／アイス）・３５０円
オレンジジュース・３５０円
ウーロン茶・３５０円

メニューによって米穀の産地が異なる場合

＜店内掲示の例＞



「国産」という表記でも可



【その他】
店入口の立て看板、店内配布チラシ、ショップカード等による情報伝達も可

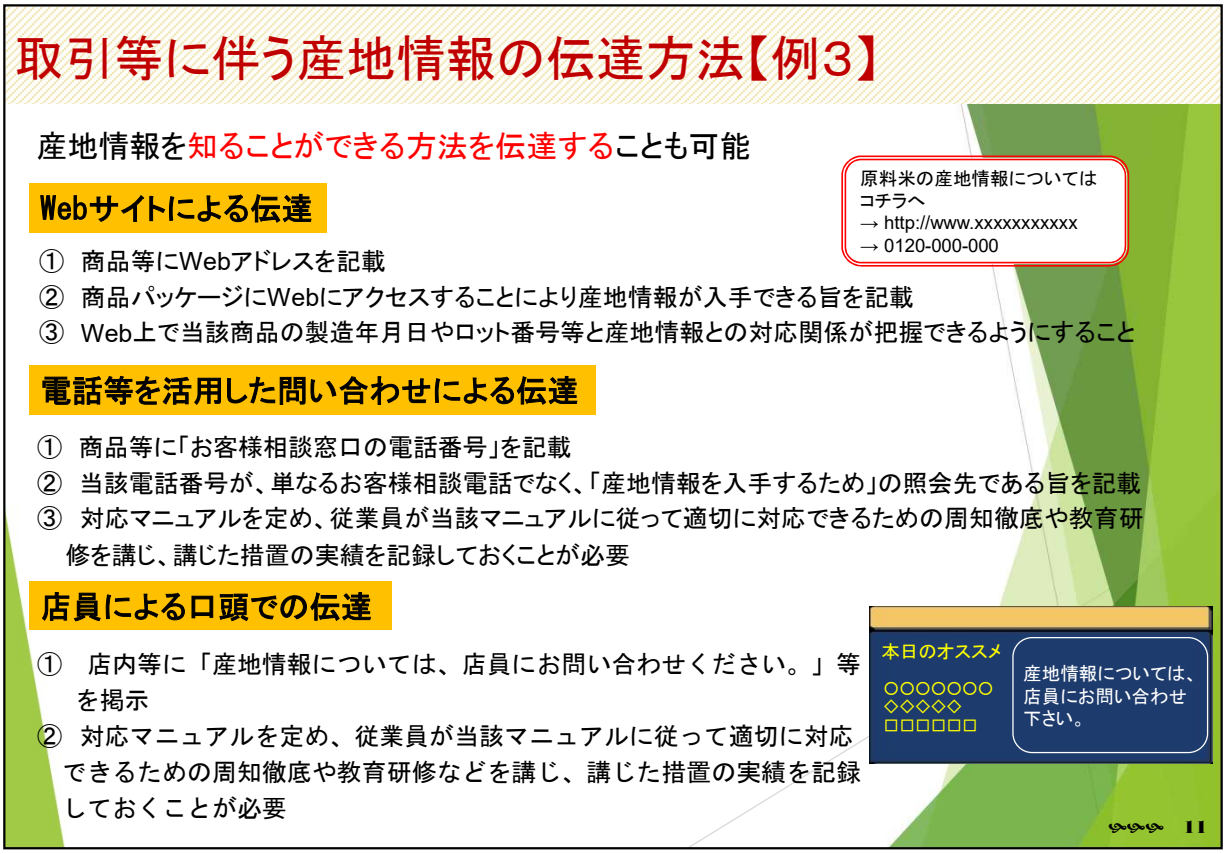
10

＜解説＞

➢ 次に、飲食店で表示する場合の伝達方法の例です。

➢ これには、個別メニューごとに表記する方法、メニューで一括表記する方法及び使用している米穀の産地を店内に掲示する方法等があります。

➢ なお、飲食店、旅館及びホテル等で料理として提供する場合は、ごはん等の米飯類のみが産地情報の伝達の対象になります。もちや清酒等を提供しても、その産地情報を伝達する必要はありません。



＜解説＞

- さらに、原料米の産地情報の伝達に代えて、産地情報を知ることができる方法を伝達することも可能です。

- これには、Webサイトによる伝達、電話等を活用した問い合わせによる伝達及び店員による口頭での伝達等があります。

- なお、これらの方法を用いる場合は、スライドに示したとおり、必要な事項の記載、対応マニュアルの作成及び講じた措置の実績の記録等が必要になりますので、ご注意ください。

参考情報

○ 米トレーサビリティ制度について （神奈川県のHP）

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f7529/

○ 米トレーサビリティ法の概要 （農林水産省[消費・安全]のHP）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

【問合せ先】

○ 地域事業者（県内にのみ事業所等がある事業者）

神奈川県 農業振興課 調整グループ 検査担当　　電話：045-210-4422

○ 広域事業者（県外にも事業所等がある事業者）

農林水産省 関東農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課
電話：0120-087-110

＜解説＞

➢ 最後に、米トレーサビリティ法に関連するホームページと、実際に米穀等を取引する際に不明な点があった場合の問合せ先をご案内します。

➢ 神奈川県内にのみ事業所等がある地域事業者については、神奈川県農業振興課までご連絡ください。

➢ 神奈川県以外にも事業所等がある広域事業者については、農林水産省関東農政局神奈川県拠点の管轄となりますので、そちらにご連絡ください。